平成二十年法務省令第四十八号

般社団法人等登記規則

団法人等登記規則を次のように定める。 二十五号)第百四十八条の規定に基づき、 いて準用する商業登記法(昭和三十八年法律第百 (平成十八年法律第四十八号) 第三百三十条にお一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 一般社

は、この省令の定めるところによる。 「一般社団法人等」という。)の登記の取扱手続 (登記簿の編成) 一般社団法人及び一般財団法人(以下

第二条 一般社団法人等の登記簿は、登記簿の種 は第二の下欄に掲げる事項を記録する。 区に区分した登記記録をもって編成する。 類に従い、別表第一又は第二の上欄に掲げる各 (商業登記規則の準用) 前項の区には、その区分に応じ、別表第一又

第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第 団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八 設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財 と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新 次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」 いて、同規則第一条の二第一項中「登記所及び 法人等の登記について準用する。この場合にお 百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団 条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第 で、第百五条の二から第百九条まで、第百十一 第八十五条第二項、第九十八条から第百四条ま 五号を除く。)、第八十一条、第八十一条の二、 第七十四条、第七十七条、第八十条(第一項第 号、第三号及び第五号を除く。)、第七十三条、 十八条、第七十一条、第七十二条(第一項第二 条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六 第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六 で、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び ら第四十五条まで、第四十八条から第五十条ま から第十八条まで、第十九条(第四号を除く。) く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条 で、第九条の二、第九条の三、第九条の四 第六項、第七項及び第十一項から第十三項ま 項、第五項(第二号から第六号までを除く。)、 第三号まで及び第五号を除く。)、第三項、第四 条から第六条まで、第九条第一項(第一号から 二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第三 一項後段を除く。)、第九条の五(第四項を除 第二十条から第二十二条まで、第二十七条か 第

> 役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行 監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、 表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、 参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代 項中「取締役、監査等委員である取締役、会計 締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六 立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取 役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若 と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査 及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」 及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成 第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人 関する法律第百四十九条第二項又は第二百三条 とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に 三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」 休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般 第八十六号)第四百七十二条第一項に規定する 四条第二項第五号中「会社法(平成十七年法律 計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理 特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会 ある取締役、会計参与、監査役、代表取締役、 び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員で 則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及 号)第三百七条に規定する新設合併」と、同規 第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一 十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは 十九年法務省令第二十八号)第五十七条第一項 (平成十八年法務省令第十二号) 第百三十九条 第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則 定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第 財団法人に関する法律第百四十九条第一項に規 事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十 しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監 項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第 般社団法人及び一般財団法人に関する法律 事等」と読み替えるものとする。 同規則第百三条中「取締役等」とあるのは

律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条のは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法 は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法第七十四号)第六十四条に規定する」とあるの 記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、 る旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登 する」とあるのは「、清算人会を置く法人であ 清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関 条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法 規則第八十五条第二項中「会社法第八百四十五 与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同 二第一項中「取締役、監査役、執行役、会計参 第七十七条第一項中「法第七十九条」とあるの 登記、清算人及び代表清算人に関する登記並び とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」 第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及 は「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法 項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文」 号を除く。)、第百四十九条第一項本文、第二百 人に関する法律第百四十八条(第五号及び第六文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法 第一項中「会社法第四百七十一条(第四号及び 律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律 に監事を置く清算法人である旨の」と、同規則 二百四条」と、「、清算人会設置会社である旨 び一般財団法人に関する法律第百五十条又は第 第五号を除く。)又は第四百七十二条第一項本 二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条 て準用する場合を含む。) に掲げる事項並びに 人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに 二条第一項 (第四号及び第五号を除く。)、第二 同条第二項中「株式移転の無効」とあるの

この省令は、一般社団法人及び一般財団法

に関する法律の施行の日(平成二十年十二月

日)から施行する。 第五二号) 則 (平成二〇年九月二五日法務省令

条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及

事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一

び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第

行役又は代表執行役」とあるのは「理事、 役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執 同条第二項中「取締役、監査等委員である取締

監

この省令は、平成二十年十月一日から施行す

(施行期日) 第二五号) (平成二三年八月二六日法務省令 抄

成十九年法律第八十五号)第十条第一項におい 条の四各号(株式会社日本政策投資銀行法(平

|第一条 この省令は、

公布の日から施行する。

「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀

一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、

七号) 附 則 抄 (平成二四年三月八日法務省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、 令第三三号) 附 則 (平成二六年一二月一八日法務省 抄 公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法 律の施行の日から施行する。

附則 五号) 抄 (平成二七年二月三日法務省令第

(施行期日)

施行する。 この省令は、平成二十七年二月二十七日から

(施行期日) 附則 第四二号) (平成二七年九月二五日法務省令 抄

第一条 この省令は、 施行する。 (平成二八年三月二四日法務省令 平成二十七年十月五日から

この省令は、平成二十八年四月一日から施行 第一三号)

する。 則 (平成二八年四月二〇日法務省令 抄

(施行期日) 第三二号)

する。 この省令は、平成二十八年十月一日から施行

第四六号) 則 (令和元年一二月一三日法務省令

等における情報通信の技術の利用に関する法律 運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政 号)の施行の日から施行する。 等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六 この省令は、情報通信技術の活用による行政

二号) 則 (令和三年一月二九日法務省令第

第八項中「印鑑を提出した者」を「印鑑を提 「書面の」を「書面に押印した」に改め、同条登記規則第六十一条の改正規定(同条第四項中 第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年二月 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則 た者に限り、登記所に印鑑を提出した者がない 十五日)から施行する。ただし、第一条中商業 した者がある場合にあつては当該印鑑を提出 この省令は、会社法の一部を改正する法律

を除く。) を除く。)	り也 受員 等こ務の執行停止	代表清算人、仮代表清算人及び代表清算人代表清算人、仮代表清算人及び活第人職務代行者	人线等分子台	者の現代の名を選びて作るを実施を作るを選びて作るを選びて作るを選びて作るを選びて作るを	代表理事、反代表理事及び代表理事職務代監事、仮監事及び監事職務代行者	員理事、仮理事及び理事職務代行者	F	的目的	ш	貸借対照表に係る情報の提供を受けるため		電子提供措置の定め	る事務所の所在	名称譲渡人の債		东 和 土	区の記録すべき事項	別表第一(一般社団法人登記簿)	この省令は、公布の日から施行する。				川第一条 こご ノ書こ見宦する見宦の 毎亍の日 1 1 この省令は、会社法の一部を改正する法律附 1		四号) 抄	附 則 (令和四年八月三日法務省令第三					に第八条の改正規定(一般社団法人等登記規則	を除く。)及び同規則第百三条の改正規定並び 一つて「当該書面に押目した目鑑」に改める部分 1	した者がある場合であ	合にあつては会社の代表者」に、「当該印鑑」
法人成立の年月日	こが寝なまり 貸借対照表に係る情報の提供を受けるため 公告方法	主たる事務所の所在場所名称譲渡人の債務に関する免責	名称	名 称会社法人等番号	 名称 区の記録すべき事項		区 登記記録を復活した事由及び年月日	記録を閉鎖した事由及で言録を走こした事日及で	記录を記二)に事由及び及び財産の管理の委託に		破産に関する事項(役員区及び登記記録区		承認援助手続に関する事項(役員区に記録	日に言金	民事再生ご関する事項(也の至ご記录すべ記すの取消し)	設立の無効	°)	解散(登記記録区に記録すべき事項を除く	清算人会を置く法人である旨	会計監査人を置く法人である旨	監事を置く法人で	理事会を置	t 震解放の耳目のぎの法 人存続期間の定め	及び主たる事務所	歴合併した旨並び	人法人の	<u> </u>	務 事	3 事従たる事務所の所在場所	る規定	人の法人に対する責任の制限	の使用人でなって業務報	聖子 (紫色) 「聖子」 はいる ことで責任の免除に関する規定	員理事、監事又は
区	巻務をがオ産の管理のまたこ間でも写真に記録すべきものを除く。) 破産に関する事項(役員区及び登記記録区	記	1	民事再生に関する事項(他の区に記録すべ記』の耳消し	設立の反肖 シ	•	解散(登記記録区に記録すべき事項を除く	監事を置く青章去人である旨			- 1	及び主たる事務所	履	去人		多子		規定	監査人の法人に対する責任の制	の使用人でな	理事(業務執行理事又は当該一般	青 任責任の免除に関する規定 役 員理事 監事区は会計監査ノの法プは対する	(型型は、 はない はない はない はない はない まない まない まない まない まない まない まない まない まない ま	その他役員等に関する事項(役員責任区に	職務の執行停止	務代行者	#人、 仮代表清質	清算人、仮清算人及び清算人職務代行者会言盟孟ノ及で仮会言盟孟ノ	気室しを が 文 小十七	表理事、仮	評議員、仮評議			目的目的

登記記録を復活した事由及び年月日